

規程類必須項目確認書

事業者：泉北ニュータウンの孤立と地域をつなぐ

団体名：一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

過去の採択状況：該当する（ ）内にチェックを入れてください。

() 2019年度・2020年度通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている。
※該当する団体は規程類の提出は必要ありません。

(○) 2019年度・2020年度通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されていない。

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

（注意事項）
※規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
※後日提出する規程類に関しては、下記の誓約に署名及び印を押し印のうえ、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
※以下の必須項目は、公益財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、公益財団等はJANPIAへご相談ください。

規程類に含まれる必須項目	(参考) JANPIAの規程類	提出時期（選択）	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所（条・項等）
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1) 開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第22条
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款	第23条
(3) 招集理由		公募申請時に提出	定款	第23条
(4) 招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条
(5) 決議事項		公募申請時に提出	定款	第21条
(6) 決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第27条1項
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第27条1項
● 理事会の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1) 理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第32条4項
(2) 理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第32条5項
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1) 開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第34条3項
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款	第44条
(3) 招集理由		公募申請時に提出	定款	第43条
(4) 招集手続		公募申請時に提出	定款	第44条
(5) 決議事項		公募申請時に提出	定款	第42条
(6) 決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第47条
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第49条
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第47条
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第34条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第35条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1) 役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		
● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益の回避		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益 「特定の個人又は特定の団体と関係する活動を行う者に対し、密着その他の特別の利益を享受する行為を行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護規程	

●利益相反防止に関する規程				
(1) -1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(1) -2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会（外部委員は必須） 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口（外部窓口の設置が望ましい）	内部通報（ヘルプライン）規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
●組織（事務局）に関する規程				
(1) 組織（業務の分掌）	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理（決裁）		内定後1週間以内に提出		
●職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
●文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
●情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
●リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
●経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

規程類の後日提出に関する誓約

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 様

2021年11月30日

申請団体の名称 一般財団法人 泉北のまちと暮らし
代表者の氏名 齋菜 陸寛 印

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、上部で「内定後1週間以内に提出」を選択したやむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

定款

第1章 総 則

第1条 (名称)

この法人は、一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団と称する。

第2条 (主たる事務所)

この法人は、主たる事務所を堺市南区に置く。

2 この法人は理事会の議決により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第3条 (目的)

この法人は、泉北地区及びその周辺に暮らし、はたらく人たちが幸せに暮らすことができる地域の未来をつくることを目的とし、その目的に資するため、次条の事業を行う。

第4条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益活動を行う団体の資金確保のためのプログラム開発
- (2) 公益活動を行う団体に仲介・提供するために、資金等の資源を募り、また確保する事業
- (3) 地域的課題を解決する取組みの事業化に向けた相談及び支援
- (4) 公益活動を行う団体に対する助成、融資及び資源の提供事業
- (5) 公益活動を行う団体に対する研修
- (6) 公益活動を支援するための不動産その他地域資源の活用事業
- (7) 寄付文化の普及啓発
- (8) ボランティア活動の普及啓発
- (9) 前各号に掲げる事業のほか、諸主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (11) 前各号に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第5条 (公告)

この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

第6条 (財産の拠出)

設立者は、現金3百万円を、この法人の設立に際して拠出する。

第7条 (財産の種別等)

この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事

会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）に使用するものとする。

第8条（基本財産の維持及び処分）

この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

第9条（財産の管理及び運用）

この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

第10条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第12条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

を記載した書類

3 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条（平成19年内閣府令第68号）の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前項第4号の書類に記載するものとする。

第13条（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を受けなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を受けなければならない。

第14条（会計原則等）

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第15条（剰余金の不分配）

この法人は、剰余金の分配を行わない

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

第16条（評議員）

この法人に、評議員5名以上15名以内を置く。

第17条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行なう。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他

の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は個人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15項の規定の適用を受けるものをいう）

又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

第18条（権限）

評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

第19条（任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第16条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務

を有する。

第20条（報酬等）

評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

第21条（権限）

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 役員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 残余財産の帰属
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

第22条（開催）

定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

第23条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第24条（招集の通知）

代表理事は、評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法（評議員の承認を得た場合に限る。）により、評議員会の日の5日前までに評議員に対し通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第25条（議長）

評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

第26条（定足数）

評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第27条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する

評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分及び除外の承認
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

第28条（決議の省略）

理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

第29条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第30条（議事録）

評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事がこれに署名又は記名押印する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 評議員会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を議事録に記載しなければならない。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

第31条（種類及び定数）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。また4名以内を一般法人法第197条が準

用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

第32条（選任等）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第33条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第34条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第35条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第36条（解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に加わることが

できる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第37条（報酬等）

理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定に関わらず、理事及び監事にはその職務を行うために要した費用を弁償することができる。

第38条（顧問）

この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

第39条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第40条（責任の免除又は限定）

この法人は、役員的一般法人法第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第198条で準用する一般法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等（一般法人法第115条第1項に規定する「外部役員等」をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項

に定める最低責任限度額とする。

第2節 理事会

第41条（設置）

理事会は、全ての理事をもって構成する。

第42条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第40条の責任の免除及び責任限定契約の締結

第43条（種類及び開催）

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

第44条（招集）

理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、理事会の日の5日前までに各理事及び監事に発する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を

開催することができる。

第45条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

第46条（定足数）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

第47条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

第48条（報告の省略）

理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第3項の規定による報告には適用しない。

第49条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載し、又は記録しなければならない。

第50条（運営委員会）

この法人は、この法人が行う事業についての助言や、運営への協力を得るために運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会は、代表理事が推薦し、理事会が認めた運営委員並びに代表理事で

構成する。

3 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の事業についての助言や運営への協力について意見交換を行う

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

4 運営委員会の委員は、理事会において選任し、及び解任する。

5 運営委員は、無報酬とする。

6 運営委員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 定款の変更、合併及び解散

第51条（定款の変更）

この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

第52条（合併等）

この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって、他の一般財団法人又は一般社団法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

第53条（解散）

この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

第54条（公益目的取得財産残額の贈与）

この法人が、公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第55条（残余財産の帰属）

この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定

法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 事務局

第56条（設置）

この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は代表理事が理事会の承認を得て任免し、それ以外の職員は代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により定める。

第7章 賛助会員

第57条（賛助会員）

この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める入会及び退会に関する規程によるものとする。

第8章 補 則

第58条（株式等に係る議決権）

この法人が株式又は出資を保有する場合において、当該株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を要する。

第59条（委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第60条（法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法及び認定法等の法令に従う。

第9章 情報公開及び個人情報情報の保護

第61条（情報公開）

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務

資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第62条（個人情報保護）

この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。ただし、第7条（財産の種別等）第4項、第12条（事業報告及び決算）第3項及び第54条（公益目的取得財産残額の贈与）の規定は、認定法第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

2 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員

- ① 牧野丹奈子
- ② 中辻忠行
- ③ 板東義之
- ④ 宮田光爾
- ⑤ 北辻美樹
- ⑥ 早瀬昇

3 この法人の設立時理事、設立時監事は、次のとおりとする。

イ 設立時理事

- ① 寶楽陸寛
- ② 増田昇
- ③ 西辻宏道
- ④ 岩井眞琴
- ⑤ 渋谷順
- ⑥ 西尾正敏

ロ 設立時監事

- ① 辻井芳樹
- ② 中野満

4 この法人の設立当初年度事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

5 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から2020年3月31日ま

でとする。

6 この法人の設立者の氏名及び住所は次のとおりである。

(1) 設立者 田重田勝一郎

(2) 設立者住所

以上、一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和 年 月 日

住 所

設立者 田重田勝一郎

個人情報等管理規程

【要 旨】

1. 目的

個人情報の適正な取扱いに関して本財団の役職員等が遵守すべき事項を定め、個人情報を適切に保護・管理する。

2. 主な内容

(ア) 「個人情報保護に関する基本方針」について

個人情報保護に関する本財団の基本方針を記載している。

(イ) 「個人情報等管理規程」について

個人情報の適正な取扱いに関して本財団の役職員等が遵守すべき事項を定めている。(内容は(エ)を参照)

(ウ) 「業務上保有する個人情報等の利用目的」について

本財団が業務上保有する個人情報等の利用目的について定めている。

(エ) 「個人情報等管理規程」の内容

1) この規程の適用範囲 (第3条)

- 本財団の役職員(退職後も含む)だけでなく、外部の関係者(専門委員、研究員、各種委員会委員、顧問及び本財団の事業について委嘱又は依頼を受けた者)も含まれる

2) 個人情報管理責任者 代表理事とする (第4条)

3) 個人情報の取得 (第5条)

- 適法かつ公正な方法によって行う。
- 要配慮個人情報は、事前に本人の同意を得てから取得する。

4) 個人情報の利用・提供・管理 (第6条、第7条、第9条)

- 個人情報の利用目的を事前にその利用目的を明確に定め(業務上保有する個人情報等の利用目的)、業務上必要な範囲で、かつ公表した利用目的の範囲内で、個人情報を利用する。
- 個人情報は第三者に提供してはならない。
- 本財団の業務の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、条件を満たす業務委託先に限り、個人情報提供できる。(条件の詳細は第7条を参照)
- 事務局長は、個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を定め、個人情報を取り扱う役職員等に遵守させる。

5) 個人情報等の消去・廃棄 (第11条)

- 利用する必要がなくなった個人情報は、消去・破棄する。

6) 個人情報等が外部に漏洩した場合 (第12条、第13条)

- 役職員は直ちに事務局長に通報する。事務局長は直ちに事実関係を調査する。
- 事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認した場合には、影響を受ける可能性のある本人、関係機関に報告し、具体的対応策を講じるとともに、再発防止策を策定する。

7) 苦情処理（第 16 条）

- 苦情の窓口業務は、事務局長が担当する。
- 事務局長は、苦情の内容について会長に報告する。

3. 注意事項

- (1) 個人情報は、その取扱いを誤ると個人の尊厳を傷つけるのみならず、生命に危険が及ぶ可能性があり、極めて慎重な管理が必要である。
- (2) 業務上、外部の関係者に個人情報を提供する可能性があるが、この場合もその関係者に個人情報管理を徹底するとともに、万一漏洩等の事故が発生した場合は、本財団の職員もその責任を負うことになる。
- (3) 個人情報は、適切に取得・利用・管理し、必要がなくなったら必ず消去・廃棄する。
- (4) 万一漏洩等の事故が発生した場合、迅速な対応が大事。通報が必要な機関や関係者をあらかじめ整理し、連絡先を明確にしておくに立つ。

4. 各法人で行うべき事項

- ① 「本財団が業務上保有する個人情報等の利用目的」の冒頭部分に、定款に定められている事業を列挙する。
- ② 利用目的この規程の制定（改正）を理事会で決議する
- ③ 万一漏洩等の事故が発生した場合の通報先・連絡先を明確にしておく

個人情報保護に関する基本方針

一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団（以下、本財団という。）は、泉北地区及びその周辺に暮らし、はたらく人たちが幸せに暮らすことができる地域の未来をつくることを目的にしたコミュニティ財団です。本財団の取得する個人情報等（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む）は、この目的に沿って使用するもので、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報等を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報等の保護に努めるものとします。

1 個人情報等の取得等

本財団は、個人情報等の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

2 利用目的及び保護

本財団が取得し、利用する個人情報等は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。

また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合等を除いて、個人情報等を第三者へ提供することは致しません。

なお、要配慮個人情報については、法令で定める場合を除き、本人の同意なく取得すること、並びに第三者へ提供することはいたしません。

3 管理体制

(1) すべての個人情報等は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等適切な安全管理措置を講じます。

(2) 個人情報等をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。

(3) 個人情報等の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適切に対応します。

また、個人情報等の取扱いに関する苦情を受け付ける窓口を設け、苦情を受け付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

4 法令遵守のための取組みの維持と継続

(1) 本財団は、個人情報等の保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営

に努めて参ります。

- (2) 本財団が保有する個人情報等を保護するための方針や体制等については、本財団の事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

2020年7月20日

590-0137

大阪府堺市南区城山台1丁目11番5号

一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

代表理事 寶楽 陸寛

個人情報等管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団（以下、本財団という。）の定款及び「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報等（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ）の適正な取扱いに関して本財団の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）並びに個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であつて、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。

(3) 個人番号

「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(4) 特定個人情報

「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(5) 特定個人情報等

「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。

(6) 個人番号関係事務

「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(8) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(9) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

(10) 役職員等

「役職員等」とは、本財団に所属するすべての理事、監事、及び正職員・契約職員・パートタイム職員・ボランティアスタッフを含むすべての職員をいう。

(11) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、会長によって指名された者であって、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有するものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報等については、この規程に従うものとする。

2 専門委員、研究員、各種委員会委員、顧問及び本財団の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本財団の業務に従事する場合には、当該従事者は、その職名を問わず、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 本財団においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、本財団で取り扱う個人情報等について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の細則を策定しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報等の取得)

第5条 個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

2 個人情報等を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

- (1) 本財団の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先
- (2) 個人情報等の利用目的
- (3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
 - ア 当該データの利用目的の通知を求める権利
 - イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

3 前項にもかかわらず、次の場合には、本人等の同意を必要としない。

- (1) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報等（ただし、要配慮個人情報を除く。）を取得した場合。
- (2) 個人情報保護法第16条第3項に定める各事由が存在する場合

4 第2項及び第3項の規定は、特定個人情報には適用せず、法令の定めに従うものとする。

（利用目的及び個人情報の利用）

第6条 個人情報等を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、別に定める「一般財団法人全国コミュニティ財団協会が業務上保有する個人情報等の利用目的」に定める本財団の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的（前条第3項第1号の事業の承継の場合には、承継前の利用目的）の範囲内でなければならない。

2 特定個人情報を除き、利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内とする。

（個人情報等の提供）

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報等は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、本財団の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報等（要配慮個人情報を除く）を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
- (2) 個人情報等の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること

(3) 本財団との間に、適正な内容の個人情報等の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、本財団が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報等の正確性確保)

第8条 個人情報等は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理のため、個人情報等の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報等の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報等を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 利用する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報等を消去・破棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを本財団の「文書管理規程」に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役職員等は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を会長のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに個人情報保護委員会等の関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した個人情報等の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、会長並びに関係機関とも相談の上、当該漏洩についての 具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 14 条 本人から自己の個人情報等について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報等の利用又は提供の拒否権)

第 15 条 本財団がすでに保有している個人情報等について、本人からの自己の情報 についての利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。た だし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 16 条 本財団の個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局長が担当す る。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援 を行う。

3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について会長に報告するものとする。

(個人情報等に関する取扱規則)

第 17 条 個人情報並びに特定個人情報に関する取扱いの細則については、会長が別 に定めるものとする。

(改 廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、〇〇年〇月〇日より施行する。(〇〇年〇月〇日理事会議決)

一般財団法人全国コミュニティ財団協会が業務上保有する個人情報等の利用目的

1 一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団（以下「本財団」といいます。）が保有する特定個人情報を除く個人情報は、公益法人の健全なる発展を図り、もって公共の利益を増進することを目的として本財団が行う次の事業に利用します。

- (1) 公益活動を行う団体の資金確保のためのプログラム開発
- (2) 公益活動を行う団体に仲介・提供するために、資金等の資源を募り、また確保する事業
- (3) 地域的課題を解決する取組みの事業化に向けた相談及び支援
- (4) 公益活動を行う団体に対する助成、融資及び資源の提供事業
- (5) 公益活動を行う団体に対する研修
- (6) 公益活動を支援するための不動産その他地域資源の活用事業
- (7) 寄付文化の普及啓発
- (8) ボランティア活動の普及啓発
- (9) 前各号に掲げる事業のほか、諸主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 本財団が保有する特定個人情報を除く個人情報は、上記1の事業に関し、次の利用目的で利用します。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用しません。

- ・ 本財団が行う助成事業のお知らせ、案内、申込・登録の確認、通知および提供
- ・ 選考委員への選考資料の配布
- ・ 理事会、社員総会、選考委員会の会議資料等の配布
- ・ 本財団ホームページへの掲載
- ・ 本財団が発刊する「年報」への掲載
- ・ 報道機関(新聞、業界誌、月刊誌等)への情報提供
- ・ 関係法令に基づく官公庁等への申請、届出、報告および連絡
- ・ 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・ 他の事業者等から委託された業務の円滑な運営等のため
- ・ その他、上記に準ずる、または関連する業務の実施

3 本財団が保有する特定個人情報は、次の目的及び範囲においてのみに利用します。

(1) 目的

- ① 役職員等(扶養家族を含む)に係る個人番号関係事務(下記に関連する事務を含む)

- ・給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ・雇用保険届出事務
 - ・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ・健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ・国民年金の第三号保険者の届出事務
 - ・その他、上記に付随する手続事務
- ② 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務(下記に関連する事務を含む)
- ・報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ・配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
 - ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ・不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

(2) 範囲

- ① 役職員等及び配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等
- ② 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等
- ③ 税務署、公共職業安定所、日本年金機構、健康保険組合、労働基準監督署、市区町村等に提出するために作成した源泉徴収票等、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届等、法定調書、その他書類等及びこれらの控え
- ④ その他個人番号と関連付けて保存される情報

以上

履歴事項全部証明書

大阪府堺市南区城山台一丁目1番5号
一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

会社法人等番号	1201-05-009169
名称	一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団
主たる事務所	大阪府堺市南区城山台一丁目1番5号
法人の公告方法	<p>電子公告により行う。 https://fields.canpan.info/organization/detail/1626049595 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p>
法人成立の年月日	令和2年2月3日
目的等	<p>目的 この法人は、泉北地区及びその周辺に暮らし、はたらく人たちが幸せに暮らすことができる地域の未来をつくることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公益活動を行う団体の資金確保のためのプログラム開発 (2) 公益活動を行う団体に仲介・提供するために、資金等の資源を募り、また確保する事業 (3) 地域的課題を解決する取組みの事業化に向けた相談及び支援 (4) 公益活動を行う団体に対する助成、融資及び資源の提供事業 (5) 公益活動を行う団体に対する研修 (6) 公益活動を支援するための不動産その他地域資源の活用事業 (7) 寄付文化の普及啓発 (8) ボランティア活動の普及啓発 (9) 前各号に掲げる事業のほか、諸主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 (11) 前各号に附帯又は関連する事業
役員に関する事項	評議員 牧野丹奈子
	評議員 中辻忠行

	評議員	板東義之	令和3年5月31日辞任
			令和3年9月16日登記
	評議員	宮田光爾	
	評議員	北辻美樹	
	評議員	早瀬昇	
	評議員	奥田恭三	令和3年6月1日就任
			令和3年9月16日登記
	代表理事	寶楽陸寛	
	理事	寶楽陸寛	
	理事	増田昇	
	理事	西辻宏道	
	理事	岩井眞琴	
	理事	渋谷順	
	理事	面尾正敏	
	理事	木下裕美子	令和2年9月11日就任
		令和3年9月16日登記	
監事	辻井芳樹		
監事	中野満		

大阪府堺市南区城山台一丁目1番5号
一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

	監事 河合将生	令和 3年 5月31日就任 令和 3年 9月16日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、役員的一般法人法第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第198条で準用する一般法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。	
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、外部役員等との間で、一般法人法第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額とする。	
登記記録に関する事項	設立	令和 2年 2月 3日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 3年10月20日

大阪法務局堺支局
登記官

土屋佳代

